

第449回（臨時）福崎町議会会議録

平成25年5月1日（水）
午前9時30分開会

1. 平成25年5月1日、第449回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	石野光市	8番	城谷英之
2番	牛尾雅一	9番	高井國年
3番	釜坂道弘	10番	富田昭市
4番	北山孝彦	11番	難波靖通
5番	木村いづみ	12番	前川裕量
6番	小林博	13番	松岡秀人
7番	志水正幸	14番	宮内富夫

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 志水利雄 主査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町長	嶋田正義	副町長	橋本省三
教育長	高寄十郎	技監	西川尚浩
民生参事兼健康福祉課長	牛尾敏博	総務課長	尾崎吉晴
企画財政課長	福永聡	税務課長	中塚保彦
会計管理者	高松伸一	地域振興課長	近藤博之
住民生活課長	松岡英二	農林振興課長	井上茂樹
まちづくり課長	豊國明仁	上下水道課長	長澤茂弘
社会教育課長	山下健介	学校教育課長	山本欽也

1. 議事日程

第1 仮議席の指定

第2 議長選挙

追加第1 会議録署名議員の指名

追加第2 会期の決定

追加第3 副議長選挙

追加第4 議席の指定

追加第5 常任委員会委員、及び議会運営委員会委員の選任

追加第6 中播衛生施設事務組合議員の選挙

追加第7 姫路福崎斎苑施設事務組合議員の選挙

追加第8 中播農業共済事務組合議員の選挙

追加第9 くれさか環境事務組合議員の選挙

追加第10 諸報告

追加第11 議案上程、議案説明、質疑、討論・採決

追加第12 追加議案上程、議案説明、質疑、討論・採決

追加第13 閉会中の所管事務調査申し出

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 追加日程第 1 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 2 会期の決定
- 追加日程第 3 副議長選挙
- 追加日程第 4 議席の指定
- 追加日程第 5 常任委員会委員、及び議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 6 中播衛生施設事務組合議員の選挙
- 追加日程第 7 姫路福崎斎苑施設事務組合議員の選挙
- 追加日程第 8 中播農業共済事務組合議員の選挙
- 追加日程第 9 くれさか環境事務組合議員の選挙
- 追加日程第 10 諸報告
- 追加日程第 11 議案上程、議案説明、質疑、討論・採決
- 追加日程第 12 追加議案上程、議案説明、質疑、討論・採決
- 追加日程第 13 閉会中の所管事務調査申し出

1. 議案件名

- 議案第 37号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例について）
- 議案第 38号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 議案第 39号 監査委員の選任について

1. 開会及び開議

事務局 局長 皆さん、おはようございます。高い席からではございますが、開会に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方には、このたびの議会議員選挙に当選され、本当におめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

私は、議会事務局長の志水利雄でございます。

さて、本日招集されました第449回福崎町議会臨時会は一般選挙後初めての議会でございます。したがって議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただいまの出席議員の中で小林博議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

小林議員、議長席に着席をお願いいたします。

（年長の議員、議長席へ着く）

臨時議長 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介を受けました小林博でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願い申し上げます。

また、事務局より写真撮影の許可願いが出ておりますので、撮影を許可いたしております。

この際、お諮りいたします。

このたびの選挙において、お互いに当選の榮譽をいただき議席を得たのでありますが、この際、住所、氏名程度の簡単な自己紹介をお願いしたいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長 異議がないようでございますので、それでは自己紹介をお願いいたします。
ただいまの出席番号順にお願いします。
最初は、石野光市議員からお願いします。

石野光市議員 石野光市です。住所は南田原上中島です。会派は日本共産党です。よろしくお
願いいたします。

牛尾雅一議員 牛尾雅一でございます。住所は大貫でございます。会派は福政会でございます。
よろしくお願いいたします。

釜坂道弘議員 釜坂道弘です。住所は西田原の辻川であります。どうぞよろしくお願いします。

北山孝彦議員 北山孝彦でございます。3期目でございます。住所は福田、会派は太陽でござ
います。よろしくお願いします。

木村いづみ議員 新人の木村いづみです。田尻でございます。無所属です。よろしくお願い
いたします。

志水正幸議員 志水正幸でございます。住所は西田原田尻です。会派は福政会に所属しており
ます。どうぞよろしくお願いいたします。

城谷英之議員 城谷英之です。住所は八千種の庄です。会派は福政会です。よろしくお願い
いたします。

高井國年議員 高井國年です。住所は福崎町山崎でございます。よろしくお願いいたします。

富田昭市議員 富田昭市でございます。政党は公明党に所属しております。会派は太陽でござ
います。駅前でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

難波靖通議員 難波靖通でございます。住所は八千種庄です。会派は福政会です。よろしくお
願いいたします。

前川裕量議員 前川裕量です。八千種余田出身です。会派は福政会に所属しております。よろ
しくお願いいたします。

松岡秀人議員 松岡秀人でございます。南田原中島でございます。会派は福政会に所属してお
ります。よろしくお願い申し上げます。

宮内富夫議員 宮内富夫でございます。住所は西治です。無所属でございます。よろしくお願
いします。

小林 博議員 失礼いたしました。小林博でございます。住所は新町でございます。

臨時議長 以上で自己紹介が終わりました。

ここで、嶋田町長から議員の皆さんにご挨拶をしたい旨の申し出がありますので、お受けしたいと思います。

嶋田町長、登壇願います。

町 長 第449回福崎町議会臨時会を開催いたしましたところ、そろってご出席をい
ただきまして、ありがとうございます。

爽やかな5月を迎え、空にはこいのぼりが泳いでおります。

さて、ご出席いただいている議員の方々は、4月21日に執行されました議会
議員の選挙において、激戦ではありましたが、勝ち抜いて見事に当選され
た面々でございます。

皆様は選挙中に町民の皆様にもいろいろと公約をなされたと思います。その公約
実現のために向こう4年間必死で頑張ってくださいますように、心からお願いを
申し上げます。

さて、議会と町の関係はチェックアンドバランスの関係にあるわけございま

す。私は、物事を計画したり、議会で決められたことをしっかりと執行する、そういう仕事を担っているわけでございます。

議員の皆様におかれましては、町が提案したり、あるいは皆様方が独自でつくられた案を提案したり、それをしっかりと審議をして決めていただくという役目を持っておられます。

その議決権を行使する中で、町政の執行権をしっかりとチェックする、大きな役目を持っておられますし、町民のさまざまな願いを町政や県政、国政にも届けるという大きな役割を持っておられるわけであります。

執行権と議決権、これが両輪の輪として町民の幸せを守るために、十分機能するように私も頑張りますが、同時に議員の皆様の頑張りが心から期待するものでございます。

さて、私は町民の願いは次の三つにあると、このように思っているわけであります。

一つは、元気で各方面で活躍し、病気になったり、弱ったときには安心してお医者さんに診てもらったり、介護や手助けを受けられる。そういうことであります。

二つ目は、働く場所があって、収入があり、その収入を使って買い物をしたりレジャーを楽しむ、このことが二つ目だと思っております。

三つ目には、いじめを受けず、差別されず、地域、職場、学校等で仲よく集団生活ができることであります。

こうした願いに応えるために、自律（立）の心を育て、参画と協働のまちづくりを提唱をいたしているわけでございます。

このメインテーマを支えるものとして、一つ目には科学の心で、知を力にしたまちづくりを進めていきたいと考えているわけでございます。

二つ目には、もてなしの心でともに生きるまちづくりを進めたいと考えております。

三つ目には、食育で健康なまちづくりを目指したいと思っております。

4番目には、地産地消で活力を育てるまちづくりを進めていきたい。

この4本柱で本年度は大いに努力していきたいと考えているわけでございます。

議員の皆様方のご協力を得ながら、住んでいてよかったと言える福崎町を目指していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、皆様方への祝福の言葉とさせていただきます。と思っております。

臨時議長 次に、理事者の方の自己紹介をお願いいたします。

町長 町長の嶋田でございます。よろしくお願いをいたします。

副町長 副町長の橋本でございます。どうかよろしくお願いをいたします。

民生参事兼健康福祉課長 民生参事兼健康福祉課長の牛尾敏博です。出身は西治でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

総務課長 総務課長の尾崎でございます。住所は田口区でございます。よろしくお願いをいたします。

地域振興課長 4月1日付で地域振興課長を拝命いたしました近藤博之でございます。住所は北野です。どうぞよろしくお願いをいたします。

企画財政課長 企画財政課長の福永でございます。住所は亀坪でございます。よろしくお願いをいたします。

住民生活課長 住民生活課長の松岡英二です。辻川でございます。よろしくお願いをいたします。

税務課長 税務課長の中塚保彦です。住所は鍛冶屋区です。どうぞよろしくお願いをいたします。

します。

会計管理者 出納室会計管理者の高松伸一です。住所は姫路市香寺町です。よろしくお願いいたします。

教育長 教育長の高寄十郎でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

技 監 技監の西川尚浩でございます。どうかよろしくお願いいたします。

まちづくり課長 まちづくり課長の豊國明仁でございます。住所は田口でございます。どうかよろしくお願いいたします。

上下水道課長 上下水道課長の長澤茂弘でございます。住所は大門でございます。どうぞよろしくお願い致します。

社会教育課長 社会教育課長の山下健介でございます。住所は板坂地区です。どうぞよろしくお願いいたします。

学校教育課長 学校教育課長の山本欽也でございます。住所は西治でございます。よろしくお願いいたします。

農林振興課長 4月1日付で農林振興課長を拝命いたしました井上茂樹でございます。住所は東大貫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長 以上で、議員及び理事者の自己紹介が終わりました。

ただいまの出席議員数は14名でございます。

定足数に達しております。よって、第449回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、恐れ入りますが、理事者の退席をお願いしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

(理事者退席)

◇

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時43分

◇

日程第1 仮議席の指定

臨時議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま、着席の議席といたします。

ここで、正副議長選挙に係る所信表明会を開催するため、しばらく休憩をいたします。

9時50分に第1委員会室にご参集ください。

なお、再開は10時20分といたします。

◇

休憩 午前 9時44分

再開 午前10時20分

◇

日程第2 議長選挙

臨時議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行うこととして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長 異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法は投票によることと決定いたしました。

議員の皆様申し上げます。先ほど行いました議長志願者の所信表明は地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明にかかわらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますのでご承知願います。

諸準備のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

◇

臨時議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

臨時議長 ただいまの出席議員数は、14名であります。
次に立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により立会人に
1番、石野光市議員
8番、城谷英之議員
以上の両名を指名いたします。
それでは投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

臨時議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

臨時議長 「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であり、被投票者が特定できない場合は無効といたします

なお、投票用紙への記載は議席でご記入ください。

それでは、事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

それでは事務局長に点呼を命じます。

事務局長 それでは、命によりまして点呼をいたします。
議席順に申し上げます。

- 1番、石野光市議員
- 2番、牛尾雅一議員
- 3番、釜坂道弘議員
- 4番、北山孝彦議員
- 5番、木村いづみ議員
- 6番、小林博議員
- 7番、志水正幸議員
- 8番、城谷英之議員

9番、高井國年議員
10番、富田昭市議員
11番、難波靖通議員
12番、前川裕量議員
13番、松岡秀人議員
14番、宮内富夫議員

臨時議長 投票漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

臨時議長 投票漏れなしと認めます。

よって、投票の終了を宣告いたします。

投票が終わりましたので、投票箱を閉鎖いたします。

(投票箱閉鎖)

臨時議長 これより開票を行います。

石野光市議員及び城谷英之議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

臨時議長 それでは選挙の結果を報告します。

投票総数14票。

うち、有効投票14票。

有効投票のうち、志水正幸議員14票。以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票でございます。

よって、志水正幸議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

臨時議長 ただいま議長に当選された志水正幸議員が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

新しい議長が誕生いたしました。私の任務はこれにて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

これより新議長の挨拶を受けたいと思います。志水正幸議員、議長席にお着き願います。

(臨時議長退席、新議長、議長席に着く)

議長 議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは議員各位のご推挙によりまして、福崎町議会の議長職を拝命いたしました。心からお礼を申し上げます。

もとより微力でございますが、議会の活性化と福崎町の発展のために、精いっぱい頑張りたいと考えております。

町長さん初め、理事者の方々、町民の皆様方のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、今後ますます少子高齢化が進む中、行政運営は複雑多様化してまいります。今まで以上に行政と議会が活発な意見を交わしながら福崎町の住みよいまちづくりに、その実践に全力を傾注してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、格別のご理解とご協力をいただきますよう、心からお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時38分

再開 午前10時40分

◇

議 長 それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。
お諮りいたします。
お手元に配付しております追加議事日程を本日の日程に追加することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、追加議事日程を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 追加日程第1は、会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の使命は会議規則第120条の規定により、議長が指名をいた
します。
2番、牛尾雅一議員、9番、高井國年議員、以上の両名にお願いいたします。

追加日程第2 会期の決定

議 長 次の日程は、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

日程日程第3 副議長選挙

議 長 次の日程は、副議長選挙であります。
これより副議長の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙は投票により行うこととして、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、副議長選挙の方法は、投票によることと決定いたしました。
議員の皆様申し上げます。先ほど行いました副議長志願者の所信表明は地方
自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表
明にかかわらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者
以外の議員に対する投票も有効でありますのでご承知願います。
議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

議 長 ただいまの出席議員数は、14名であります。
次に立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により立会人に
3番、釜坂道弘議員
10番、富田昭市議員

以上の両議員を指名いたします。

それでは投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

議 長 「異状なし」と認めます。
ただいまから投票を行います。
念のために申し上げます。投票は単記無記名であり、被投票者が特定できない票は無効といたします
なお、投票用紙への記載は議席でご記入ください。
それでは、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

それでは事務局長に点呼を命じます。

事務局長 それでは、命によりまして点呼をいたします。

議席順に申し上げます。

- 1 番、石野光市議員
- 2 番、牛尾雅一議員
- 3 番、釜坂道弘議員
- 4 番、北山孝彦議員
- 5 番、木村いづみ議員
- 6 番、小林 博議員
- 7 番、志水正幸議員
- 8 番、城谷英之議員
- 9 番、高井國年議員
- 10 番、富田昭市議員
- 11 番、難波靖通議員
- 12 番、前川裕量議員
- 13 番、松岡秀人議員
- 14 番、宮内富夫議員

議 長 投票漏れはありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 投票漏れなしと認めます。
よって、投票の終了を宣告いたします。
投票が終わりましたので、投票箱を閉鎖いたします。

(投票箱閉鎖)

議 長 これより開票を行います。
釜坂道弘議員及び富田昭市議員は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

臨時議長 それでは選挙の結果を報告します。
投票総数 14 票。
うち、有効投票 14 票。
無効投票 0 票です。
有効投票のうち、釜坂道弘議員 13 票、牛尾雅一議員 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、釜坂道弘議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

議長 ただいま副議長に当選された釜坂道弘議員が議場におられます。
会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を行います。
ただいま当選されました釜坂副議長から就任のご挨拶を受けたいと思います。
釜坂副議長、登壇してください。

副議長 釜坂道弘でございます。先ほどの選挙ではたくさんの方にご賛同いただき、
ありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

所信表明でも申し上げましたように、議会の役割と責任は非常に大きく、議会
と執行機関の良識ある相互関係を確立し、健全な緊張関係を保持しながら、住民
に身近な議会を目指してまいります。同時に、これらの目的のためには、議員は
町民の代表として自覚を持ち、自己の能力向上のため、お互いに研さんし合い、
町民の代表としてふさわしい活動ができるように努めてまいりますので、議員各
位の絶大なるご協力をよろしくお願い申し上げまして、就任のご挨拶といたします。

議長 しばらく休憩いたします。

なお、休憩後11時10分から全員協議会を開催いたしますので、第1委員会
室にご参集ください。

◇

休憩 午前10時52分

再開 午後 1時50分

◇

追加日程第4 議席の指定

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次の日程は、議席の指定であります。

会議規則第4条第1項の規定により、議席は一般選挙後最初の議会において議
長が定めることになっております。

ただいまより議席の指定をいたします。

1番、宮内富夫議員

2番、木村いづみ議員

3番、牛尾雅一議員

4番、城谷英之議員

5番、富田昭市議員

6番、北山孝彦議員

7番、石野光市議員

8番、前川裕量議員

9番、松岡秀人議員

10番、難波靖通議員

11番、小林博議員

12番、高井國年議員

13番、釜坂道弘議員

14番、私、志水正幸です。
以上のように議席を決定いたしました。

追加日程第5 常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任

議長 次の日程は、常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任についてでございます。

委員会条例第7条第4項により、議長が議会に諮って指名することになっております。

ただいまから指名いたします。

総務文教常任委員会の委員は、石野光市議員、牛尾雅一議員、釜坂道弘議員、志水正幸、富田昭市議員、前川裕量議員、宮内富夫議員。

民生まちづくり常任委員会の委員は、北山孝彦議員、木村いづみ議員、小林博議員、城谷英之議員、高井國年議員、難波靖通議員、松岡秀人議員。

議会広報常任委員会の委員は、石野光市議員、牛尾雅一議員、北山孝彦議員、木村いづみ議員、難波靖通議員、松岡秀人議員。

議会運営委員会の委員は、小林博議員、城谷英之議員、高井國年議員、富田昭市議員、前川裕量議員、宮内富夫議員。

以上であります。

お諮りいたします。

ただいま指名のとおり、それぞれ常任委員会委員、議会運営委員会委員に選任することに決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ委員会委員、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、各常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任であります。

常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に各委員会において互選をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

◇

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時54分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

各常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、牛尾雅一議員、副委員長、石野光市議員。

民生まちづくり常任委員会委員長、小林博議員、副委員長、城谷英之議員。

議会広報常任委員会委員長、難波靖通議員、副委員長、石野光市議員。

議会運営委員会委員長、高井國年議員、副委員長、前川裕量議員。

以上の各議員が委員会において互選されましたので、報告いたします。

ここで暫時、休憩いたします。

◇

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時56分



追加日程第6 中播衛生施設事務組合議員の選挙

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
次の日程は、中播衛生施設事務組合議員の選挙であります。
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定いたしました。
それでは、指名をいたします。
中播衛生施設事務組合議員に、石野光市議員、城谷英之議員を指名いたします。
お諮りします。
ただいま議長において指名しました石野光市議員、城谷英之議員を、中播衛生施設事務組合議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたとおり、中播衛生施設事務組合議員に石野光市議員、城谷英之議員が当選されました。
ただいま当選されました石野光市議員、城谷英之議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第7 姫路福崎斎苑施設事務組合議員の選挙

議 長 次の日程は、姫路福崎斎苑施設事務組合議員の選挙であります。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定いたしました。
それでは、指名をいたします。

姫路福崎斎苑施設事務組合議員に、牛尾雅一議員、高井國年議員、前川裕量議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました牛尾雅一議員、高井國年議員、前川裕量議員を、姫路福崎斎苑施設事務組合議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、姫路福崎斎苑事務組合議員に牛尾雅一議員、高井國年議員、前川裕量議員が当選されました。

ただいま当選されました牛尾雅一議員、高井國年議員、前川裕量議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第8 中播農業共済事務組合議員の選挙

議 長 次の日程は、中播農業共済事務組合議員の選挙であります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名をいたします。

中播農業共済事務組合議員に、木村いづみ議員、宮内富夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました木村いづみ議員、宮内富夫議員を、中播農業共済事務組合議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、中播農業共済事務組合議員に木村いづみ議員、宮内富夫議員が当選されました。

ただいま当選されました木村いづみ議員、宮内富夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第9 くれさか環境事務組合議員の選挙

議 長 次の日程は、くれさか環境事務組合議員の選挙です。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定いたしました。
それでは、指名をいたします。
くれさか環境事務組合議員に、北山孝彦議員、富田昭市議員、難波靖通議員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長において指名いたしました北山孝彦議員、富田昭市議員、難波靖通議員を、くれさか環境事務組合議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたとおり、くれさか環境事務組合議員に北山孝彦議員、富田昭市議員、難波靖通議員が当選されました。
ただいま当選されました北山孝彦議員、富田昭市議員、難波靖通議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第10 諸報告

議 長 次の日程は諸報告であります。
第448回定例会閉会后、本日までの主要事項については、事務局から朗読をいたします。

事 務 局 4月11日、文化センターにおいて老人大学開校式が行われ、議長が出席し、挨拶を述べてまいりました。

4月25日、姫路キャッスルホテルにおいて、西播磨市町議長会総会が開催され、議長が出席いたしました。

4月26日、第1委員会室において、福崎町議会議員選挙当選者懇談会を開催し、第449回福崎町議会臨時会についての概要を説明するとともに、議会運営に関する町民への説明責任を果たすため、正副議長選挙に係る所信表明会を開催することを決定いたしました。

4月27日、柳田國男・松岡家記念館周辺において、第7回民俗辻広場まつりが行われ、議長が出席し、挨拶を述べてまいりました。

以上で諸報告を終わります。

議 長 また、例月出納検査の報告書が議長宛に提出されており、その写しを配付しておりますので、ごらんください。

追加日程第11 議案上程、議案説明、質疑、討論・採決

議 長 次の日程は議案の上程であります。

議案第37号、専決処分の承認を求めることについて及び議案第38号、専決処分の承認を求めることについての2件を一括議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。

町 長 先刻の選挙によりまして、議会の人事が決定をいたしました。

志水議長を中心に進められる議会に臨むに当たりまして、身の引き締まる思いでございます。これからもどうぞよろしくお願いをいたします。

さて、臨時議会に提案いたしております議案は2件で、福崎町町税条例の一部改正及び福崎町国民健康保険税条例の一部改正をするものです。

いずれも地方税法等の一部を改正する法律が3月30日に公布されたため、議会を開く時間がなく、専決処分をさせていただき、その承認を求めるものでございます。

詳しい内容につきましては、担当課長が行いますので、十分ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する大要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。

議案第37号、専決処分の承認を求めることについて及び議案第38号、専決処分の承認を求めることについて、両案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

税 務 課 長 議案第37号及び議案第38号、専決処分の承認を求めることについての両案をご説明いたします。

まず、議案第37号、専決処分の承認を求めることについては、先ほど冒頭で町長のご挨拶にありましたように、上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日に施行されたことに伴い、これを受けまして福崎町町税条例の一部を改正する条例を、平成25年3月30日に専決処分し、4月1日から施行するものでございます。

資料1ページをごらんください。主な改正事項として、1点目は寄附金の税額控除についてです。図でお示ししているとおり、地方税法の改正により、寄附金に係る個人町民税の寄附金税額控除が平成26年度から平成50年度までの間、東日本大震災に係る復興特別所得税率100分の2.1を乗じて得た率を加算する措置が講じられ、住民税の特例分の税額控除から復興所得税控除分が減じられるもので、平成26年度の住民税の課税から適用されます。

2点目は延滞金の割合等の特例で、現在の低金利の状況を踏まえ、事業者等の負担を軽減する観点から、国内銀行の前々年10月から前年9月における貸出特定金利の平均金利プラス1%を特例基準割合として算定することに改正、それに伴い年14.6%の割合にあつては、当該年における特例基準割合に7.3%を加算した割合に、7.3%の場合にあつては、現行の特例では公定歩合プラス4%の4.3%と定められているものを、当該特例基準割合に年1%を加算した割合とするもので、平成26年1月1日から適用されます。

資料2ページをごらんください。資料2ページには条例改正の条項について、左欄に改正条項、中央に改正内容、右欄に現行内容を記述しています。

まず、条例第34条の7につきましては、先ほどの改正点で説明をさせていただきました寄附金税額控除の改正でございます。条例第54条第5項及び条例132条第4項の改正は、旧緑資源公社から引き継いだ独立行政法人森林総合研究

所が実施した事業が全て終了したことから、固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者の対象から削除されたものです。当町では納税義務者としての登録はございません。

次に、条例第90条の身体障害者に対する軽自動車の軽減可能車両について、現行では身体障害者で年齢18歳未満の者としていましたが、家族所有の車両の場合の障害者の年齢制限を廃止した改正でございます。

条例附則第3条の2については、先ほど改正点で説明させていただきました延滞金の割合等の特例についての改正でございます。

条例附則第4条の改正は、納期限の延長を受けた法人に対し、特例基準割合での延滞金の利率変更に伴う特例期間の改正でございます。

条例附則第4条の2の改正は、上位法の改正により、公益法人等に係る町民税の課税の特例条項が追加されたものでございます。

条例附則第7条の3の2の改正は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の改正で、平成21年から平成25年までとされていた住宅ローン控除が、平成26年から平成29年まで4年間延長される改正です。この改正は平成27年度の住民税から適用されます。

資料3ページをごらんください。条例附則第7条の4の寄附金控除における特別控除額の特例については、先ほど改正点で説明させていただきました寄附金の税額控除と同様の内容になってございます。

条例附則第10条の2については、わがまち特例の新設として、都市再生特別措置法上における緊急整備地域、全国で63カ所を指定されているわけですが、の、安全確保施設のうち管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税について、最初の5年間、課税標準額を3分の2として措置するものです。兵庫県下では神戸市と尼崎市が該当し、当町は該当しません。

条例附則第17条の2第3項は、引用する租税特別措置法の改正によるものでございます。

条例附則第22条の2からは、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の改正で、それぞれの改正内容は記述のとおりです。なお、この改正につきましては、当町において該当する方はございません。

資料4ページをごらんください。附則として、それぞれ改正条項の施行期日及び経過措置をお示ししております。なお、資料2ページから3ページの改正内容欄にもそれぞれの施行期日を記載しておりますので、ご参照ください。

また、資料5ページから12ページに、条例の新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本条例の改正においても、上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日に施行されたことに伴い、これを受けまして、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成25年3月30日に専決処分し、4月1日から施行するものでございます。

議案説明資料1ページをごらんください。改正の内容は保険税軽減制度に係る特例についての改正です。1ページ中段(1)(2)記述のとおり、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割の軽減判定を行う基準額の算定についてです。国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したもの、特定同一世帯所属者といいますが、その保険税の軽減算定に加えて、その方の保険税の軽減算定に加えて判定し、後期高齢者医療制度に移行後5年までとしていた軽減判定の年限を撤廃

し、恒久的な措置に改正されたものでございます。

2点目は、世帯割に係る配慮で、下段（2）の記述のとおり、特定世帯、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯についてのことですが、その方に対し激変緩和措置として、移行後5年までの間、世帯別平等割を2分の1に軽減する措置に加え、移行後6年目から8年目までの間においても、特定継続世帯として世帯別平等割を4分の1に軽減する措置を延長する改正が行われました。

資料2ページをごらんください。条例第5条の2で先ほど説明しました国民健康保険被保険者に係る世帯別平等割の軽減判定を行う基準額の算定及び特定世帯に対し移行後5年までの間、世帯別平等割を2分の1に軽減する措置に加え、移行後6年目から8年目までの間においても、特定継続世帯として世帯別平等割を4分の1に軽減する内容をお示ししております。

条例第7条の3については、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割も同様に、移行後6年目から8年目までの間は特定継続世帯として4分の1に軽減された平等割額とする改正を示しています。

条例第23条1号では、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額及び国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の特定継続世帯の世帯別平等割の7割軽減額、条例第23条2号では、特定継続世帯の世帯別平等割の5割軽減額の内容をお示ししております。

資料3ページをごらんください。条例第23条3号で特定継続世帯の世帯別平等割額の2割軽減額をお示ししております。

条例第27条から31条に軽減事項の追加、条分の見出しの整備、規則委任の条項をお示ししております。

条例附則第16項の改正で、東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限として、3年とあるものを7年に延長する上位法令の改正内容をお示ししております。当町において該当者はございません。この条例は平成24年4月1日から施行するものです。

ただし、附則第16項の改正規定は平成26年1月1日から施行するものです。

適用区分として改正後の規定は平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの保険税については、なお従前の例によるものでございます。

新条例附則第16条、条項第16条の改正規定は平成26年度以降の年度分の保険税について適用するものです。

資料4ページから7ページに新旧対照表をお示ししていますので、ご参照ください。

両案とも、地方税法等の一部改正をする法律が3月30日に公布されたものに伴い、やむを得ず地方税法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたことをご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第37号及び議案第38号、専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 議案第37号及び議案第38号についての説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、議案第37号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
そこでお諮りいたします。
ただいま上程中の議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定に従いまして、ただいまから即決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、本会議において即決することに決定いたしました。
これより、討論・採決に入ります。
議案第37号、専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第37号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第37号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第38号、専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第38号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第38号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程第12 追加議案上程、議案説明、質疑、討論・採決

議 長 この際お諮りいたします。
議事日程の追加でございます。
議案第37号、監査委員の選任についてを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第39号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
資料配付のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時29分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本件は地方自治法第117条の規定により、議員の除斥対象となりますので、宮内富夫議員の退席をお願いいたします。

(宮内富夫議員退席)

議 長 それでは、上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。

町 長 議案第39号、監査委員の選任について、提案をいたします。

氏名は宮内富夫さんです。この方につきましては、後ほど副町長が説明をいたしますけれども、人格高潔で識見はすぐれておられますので、福崎町の監査委員として活躍していただけることは大変ありがたいと思ひ、提案をいたしております。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する大要の説明が終わりました。

それでは、議案第39号、監査委員の選任について、本案に対する詳細なる説明を副町長から求めます。

副 町 長 失礼をいたします。

議案第39号、監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

本案件は人事案件で、地方自治法第196条第1項並びに福崎町監査委員条例第1条に基づき、町長が議会の同意を得て選任するものであります。

先ほど町長が提案説明いたしましたとおり、平成25年4月30日に前任者の任期が到来していますので、改めて提案するものであります。

住所は福崎町西治940番地2、氏名、宮内富夫、生年月日、昭和24年5月4日生まれ、現在63歳でございます。

同氏は職務職責等に精通され、法に基づき公正にして不変の態度で職務を執行していただける適任者でございます。委員の任期につきましては、地方自治法第197条の規定によりまして、議会議員の場合は議員の任期によるとなっております。また、同法第202条の規定により、監査委員に関し必要な事項は条例に委任され、福崎町監査委員に関する条例に定められています。

ご承知のように、定期監査、臨時、随時監査及び例月出納検査等により、町の事務事業の執行管理、財務管理、その他町行政全般にわたり監査するものであります。先ほど申し上げましたように、地方自治法第196条第1項に基づき、町長が選任するための要件である議会の同意を求めるものでありますので、ご賛同賜りますよう、お願ひ申し上げまして、説明とさせていただきます。

議 長 議案第39号の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、議案第39号、監査委員の選任について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま上程中の追加議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定に従いまして、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本会議において即決することに決定いたしました。

これより、討論・採決に入ります。

議案第39号、監査委員の選任について、討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第39号、監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の

方は起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第39号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後 2時36分
再開 午後 2時37分

◇

追加日程第13 閉会中の所管事務調査申し出

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
次の日程は、閉会中の所管事務調査の申し出についてであります。
今期臨時会は一般選挙後初めての議会であります。
各委員会が議会閉会中に活動する場合は、前もって議会の議決を得ておく必要があります。
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後 2時37分
再開 午後 2時42分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
ただいま配付されました閉会中の所管事務調査の申し出について、許可することに決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、それぞれの申し出のとおり許可することに決定をいたしました。
以上で、本臨時会に付議されました議案の審議等、本日の日程は全て終了いたしました。
これにて第449回福崎町議会臨時会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、第449回福崎町議会臨時会は、これにて閉会することに決定いたしました。
閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。
本日は臨時会が招集されましたところ、早朝からご参集をいただき、議長、副議長選挙を初め委員会構成など、また町長から提案のありました議案に対し、慎重審議をしていただき、適正妥当なる結論づけをいただき、まことにありがとうございました。
また、議員各位のお力添え、またご協力によりまして、無事閉会し、終了することができましたこと、心から厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。
今後とも皆様方のご健勝と、福崎町のますますのご発展をお祈りいたしまして、

閉会の挨拶といたします。

閉会に当たりまして、町長から挨拶をいただきます。

町 長 第449回福崎町議会臨時会を閉会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会は新しく選任されました議員による初めての議会でした。皆様方は新しい希望に燃えてご出席をいただき、その希望をかなえるために議会の人事を決めていただきました。まことにご同慶に耐えません。

また、提案いたしました三つの議案につきましても、それぞれ賛同いただきましたことは、大変うれしく思っているわけでございます。

議会は、住民の皆さんの命・暮らし・人権をしっかりと守って、住民自治のために働くところでございます。私たちも一生懸命に頑張りますので、どうぞご協力、ご支援賜りますことを、心から祈念し、好季節とは申せ、大変寒暖の差の激しいときでございますので、健康にご留意され、公私にわたって活躍されますことを祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

議 長 それでは、以上をもって議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

なお、全員協議会を開きますので、午後3時ちょうどに第1委員会室にご参集ください。お疲れさまでした。

閉会 午後 2時45分

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成25年6月26日

福崎町議会議長 志 水 正 幸

福崎町議会議員 牛 尾 雅 一

福崎町議会議員 高 井 國 年